

第1263回 高知市教育委員会 3月定例会 議事録

1 開催日 令和4年3月29日(火)

2 教育長開会宣言

3 議事

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 市教委第5号 高知市いじめ防止等対策委員会委員の解嘱について

日程第3 市教委第6号 高知市教育委員会行政組織規則の一部改正について

日程第4 市教委第7号 高知市教育委員会職員職制規則の一部改正について

日程第5 市教委第8号 高知みらい科学館長に関する規則の一部改正について

報告 ○第489回高知市議会定例会に提出する予算議案に対する意見についての教育長専決処分の報告について

○令和4年3月市議会代表質問・個人質問概要について(教育委員会関係)

○いじめの重大事態にかかる調査報告について

4 出席者

(1) 教育委員会	1 番教育長	松 下 整
	2 番委員	谷 智 子
	3 番委員	西 森 やよい
	4 番委員	野 並 誠 二
	5 番委員	森 田 美 佐

(2) 事務局	教育次長	溝 渕 隆 彦
	教育次長	岩 原 圭 祐
	教育政策課長	島 内 裕 史
	学校教育課長	山 中 浩 介
	人権・こども支援課長	中 井 昭 秀
	図書館・科学館課長	高 石 敏 子
	教育政策課長補佐	島 崎 由 紀 子
	学校教育課副参事	竹 内 清 貴
	教育政策課総務担当係長	神 岡 純 子
	教育政策課主査	松 本 理

1 令和4年3月29日（火） 午後3時～午後5時5分（たかじょう庁舎5階北会議室）

2 議事内容

開会 午後3時

松下教育長

ただいまから第1263回高知市教育委員会3月定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は西森委員、よろしくお願いいたします。

西森委員

はい。

松下教育長

それでは、議案審査に移ります。

日程第2 市教委第5号「高知市いじめ防止等対策委員会委員の解囑について」を議題とします。事務局からの説明をお願いします。

人権・こども支援課長

市教委第5号「高知市いじめ防止等対策委員会委員の解囑について」ご説明いたします。

趣旨といたしましては、高知市立学校にて発生いたしましたいじめ事案の調査に関し、教育委員会を調査主体とした調査を行うために、高知市いじめ防止等対策委員会委員として昨年10月に委嘱いたしました2名の委員を調査の終了に伴い解囑するものです。

本件調査は令和3年11月から令和4年2月まで行われ、その間、当該児童生徒や関係児童生徒、学校からの聞き取りを行い、また、資料収集及び分析を含む計6回の協議を経て、本年2月に調査報告書を取りまとめました。調査結果は本年3月16日に調査委員から被害児童生徒の保護者にご説明いただいております。

解囑いたしますのは、3ページにありますとおり、大学教授で臨床心理士の杉原俊二委員と精神科医の町原敦委員です。

説明は以上です。ご承認をお願いいたします。

松下教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。よろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

松下教育長

ご意見がないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第5号「高知市いじめ防止等対策委員会委員の解囑について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異議なし】—————

松下教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第5号は、原案のとおり決しました。

日程第3 市教委第6号「高知市教育委員会行政組織規則の一部改正について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

教育政策課長補佐

日程第3 市教委第6号「高知市教育委員会行政組織規則の一部改正について」ご説明いたします。7ページの新旧対照表と資料としてお配りしております新旧対照表の方を、併せてご覧いただければと思います。

今回の改正ですが、昨年度の機構改革の際に、それまで学校教育課で行っておりました学籍関係の事務を、青少年・事務管理課に移管するため規則の改正を行っていたところですが、今年度事務を行っていく中で、改めて文言の修正が必要となったため改正を行うものです。

まず、7ページの表の左側の第5条、学校教育課の事務分掌のうち第14号「児童及び生徒の就学及び長期欠席に関する事」を「就学の義務に関する事」とし、第7条の青少年・事務管理課の事務分掌のうち第8号「児童及び生徒の転入及び転出に関する事」を「児童及び生徒の就学学校の指定に関する事」に改めます。

この箇所につきましては、昨年度、もともと学校教育課の事務分掌にありました「就学、長期欠席並びに転入、転出に関する事」の転入転出の部分を切り分けて青少年・事務管理課に移す改正を行ったものでして、その際、西森委員からも「就学と転入・転出はセットなのでは」といったご指摘もいただいていたところです。この点につきましては、学籍事務が就学全般に今関係しているということもありまして、明確な線引きが少し難しいところではありますけれども、二つの課で必要な連携はしながらも、それぞれの課の事務としましては、学校教育課は児童生徒の出席の督促や就学の猶予など「就学の義務に関する事」としまして、青少年・事務管理課は児童生徒が通う学校を決定する「就学学校の指定」としたものです。

また、7ページ左側の第7条第11号、同和奨学資金につきましては、人権・こども支援課から青少年・事務管理課に移管をしておりましたけれども、これまでの経過等もありまして、元に戻す形で人権・こども支援課で事務を行うこととしまして、第8条に移行しております。

また、第7条第14号の文言につきましては、「生涯学習及び青少年」となっておりましたところを「青少年及び就学援助等」に、実際の業務に合わせた形で文言を整理しております。

説明は以上です。

松下教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

森田委員

一つだけ教えてください。この資料の7ページの旧のところ(14)になりますが、「生涯学習」が新しい方の(13)になっていると、実際の業務に合わせるということを理解いたしました。そうすると、この生涯学習そのものはどこかが担当するというか、それを担当するのは残っていくというか、どういうところでしょうか。

教育政策課長補佐

生涯学習が昨年度、文化振興課として市長部局の方に移管になっておりましたが、そちらの修正ができていなかったということで、こちらを本来の青少年・事務管理課の事務である「青少年及び就学援助等」に直した形で、生涯学習というものにつきましては、市長部局の方に移管をしていたものを削除し抜かっていたという形になっております。

森田委員

では、本来そうだったものをということですか。

教育政策課長補佐

この場合訂正するということになります。

森田委員

分かりました。ありがとうございます。

松下教育長

昨年もやりましたが、もう一度実態に合わせたということで文言を整理したと考えていいですか。

教育政策課長補佐

そうです。

松下教育長

機構改革は昨年行って、市長部局と教育委員会とのさび分けも昨年行いましたけれども、実際にやってみて、実態に合うような形でということで文言を整理したと捉えていいということですね。

教育政策課長補佐

はい。

松下教育長

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

松下教育長

ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第6号「高知市教育委員会行政組織規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

松下教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第6号は、原案のとおり決しました。

日程第4 市教委第7号「高知市教育委員会職員職制規則の一部改正について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

教育政策課長補佐

日程第4 市教委第7号「高知市教育委員会職員職制規則の一部改正について」ご説明いたします。

職員職制規則は、事務局や教育機関に配属される職員の職名を定めているものでして、これまで、今後の人事異動や機構改革等を考慮しながら、職名の加除を行ってまいりましたが、今後は、例えば理事や担当副参事など、一般的な異動で配置される可能性があり、市長部局等にもあるような一般的な職名は残すこととしておりますが、それ以外は原則年度ごとに必要な加除を行うことといたしました。

10ページの新旧対照表をご覧ください。まず、第4条第2項は、学力向上指導監，GIGAスクール統括監，室長，労務員を削ります。学力向上指導監，GIGAスクール統括監につきましては来年度配置がありませんので、文言を削除するものです。また，教育委員会事務局内に現在，「室」のつく機構がありませんので「室長」を削り，また，清掃員や調理員の労務員も配置をしておりませんので，下の2行を削ることとしております。

次に，第7条は教育機関の職員ですけれども，まず，「嘱託員」の文言を削ることといたします。11ページの1行目にありますとおり，嘱託員は必要があるとき置くとしておりましたが，現在，嘱託員はおりませんので，これを削除するものです。また，第7条第2項では，一般的な職名として，担当参事を追加し，現在の機構にない室長を削りまして，同様に第9条の「室」に関する部分も削るものです。

説明は以上です。

松下教育長

この件に関して，質疑等はありませんか。

西森委員

学力向上推進室がありましたか、名前が変わりましたか。

教育政策課長補佐

学力向上推進室は、正式な機構にはないものになります。

西森委員

そういうことですか。分かりました。少し素人は混乱しました。室と言えばメインというか看板があるのではないかと思ってしまいましたけど、それはそういうものですか。

松下教育長

私が説明を受けたのは、言うならばプロジェクトチームのようなイメージと私はお聞きしました。ですので、いわゆる課と並ぶような室という位置付けではなかったとお聞きしました。

西森委員

分かりました。そうすると学力向上推進室はトップの方はどういう職名になっていますか。

教育政策課総務担当係長

現在は、学力向上指導主幹という方がおります。昨年度までは学力向上指導監がいらっしゃいました。

溝渕次長

指導監のときは課長級でしたけど、今度は班長級で指導主幹となります。

西森委員

すごく見えにくいというか、室と言われれば課と同列の何かがあり、そこの方は心得などいろいろありますけど、見合いの職名があるというイメージで外部的には考えます。しかも学力向上推進室はすごく目玉というか目立つところなので、そこが「この室というのは愛称です」と言われると、若干違和感があるという思いがありますけど、名前など今後整理される予定などはありますか。

岩原次長

元々教育委員会の中で先生がおられる所属の職場に関しては、指導主幹であったり班長であったりという位置付けで、職責というのも含めて整理をしてきた経過があります。その中で通常の行政組織で言うところの課、室という位置付けのものではなく、例えば、課長と班長、指導主事などがグループを作りながら各班に分かれて仕事をしています。行政組織の室としては位置付けが異なる、やりにくいというのをお聞きしたことがあります。ただ、形としてはやっぱり室と読んだ方が、グループとしては分かりやすいという話がありました。

西森委員

やっぱり教育委員会として、今回も機構改革をして、市長部局も教育委員会も行政機構であることは間違いないわけで、独自の機構でもいいと思います。あちらでの名がこちらでは違う名前だとか、それは構わないと思いますけど、そうすると位置付けが実質的には班ですという、例えば教育委員会の機構図においては、ツリー上で言うところの班で、どの下にぶら下がっていているというようなことが、今事実上そうですので、どういう体系ではまっているのか分かりにくいです。どこかにはまっていると思います。名称は室ですが、やっぱり誤解は生じます。行政機構で一般に言う室というのは課と一緒にであると思うけれども、教育委員会上は室というのはないので、実質は班になりますか。

岩原次長

行政組織としては、班も使っていないと思います。

西森委員

そうすると位置付けは何ですか。これは機構図上、規則の何条に位置付けられたものかというように、本来図とこの条文がリンクしていなければいけない。学力向上推進室が名称だということは、プロジェクトチームでも何でもいいですけども、それはこの際置いておいて、機構図上はど

この規則の何条に位置付けられていて、図の上ではこうなっていますという説明がきちんとできますでしょうか。

岩原次長

組織ではないので機構には出てきません。

西森委員

機構図に出てこない。それはまずくないですか。

谷委員

私もずっと思っていました。学力向上推進室と多く出ているけれども、室長という名前の人はいませんでした。前も指導監ということでしたので、どうしてかとそれはずっと思っていました。要は学力向上推進について、全体の管轄をするのは学校教育課長になるわけですか。

溝渕次長

そうです。

谷委員

その課長の下に、副参事や教育企画監などそういう人がいるわけです。言うならばその人たちの中の一つの班のようなものです。スーパーバイザーなどがいますし、その班が太いです。その指導監は森田さんのことでしょうか。

溝渕次長

指導主幹になります。

谷委員

学力向上の推進室に行って相談するとすれば、まず指導監に相談するわけですか。

溝渕次長

今は指導監はいません。指導監に代わって指導主幹がいます。班長は学校教育班長がいますけど、通常は副参事、課長ラインになります。

松下教育長

人事班と学校教育班と就学前教育班しかないですので、学校教育班のラインですか。

溝渕次長

学校教育班になります。学力向上推進室は県の小中学校課の指導主事を派遣していただいております。そこに市から室長1名、指導監や今の指導主幹を1名足した11名の構成にした形となっております。当初は期間限定ということもありまして、これがどうなるか分からない誘致の不安定さもあり、暫定的にこの学力が一定の形になるまでというイメージでしたので、将来的な見込みがなく、そのときの教育長も市長と話す中で、機構図の中にきちんと位置付けるには少し時間がほしいといえますか、そのときに県との関係もありまして、約束できないところがありました。

西森委員

整理した方がいいのではないですか。先ほどの冒頭の説明で言うと、例えばG I G Aスクール統括監がなくなってしまった、後任がいらないと思って探したらこういうことらしいですけれども、非常に重要なポジションです。逆に1年2年で簡単に解散になるようなものでもないと予測できるころだと思うので、言うならば学力のレベルアップというのは切りがないわけです。新しい先生はどんどん来ますし。その人たちの組織形態や指揮命令系統は一体どうなっているかということとか、いざ何かあったとき、要は責任を取るのはどこなのか、どこまで責任を取るのかとか、誰が責任を取るのかなどを考えると、そのための機構図なのではないかと思います。

あともう一つ、そこにいらっしゃる派遣されている先生方は肩書を書くとしたら、現在何と書きますか。

溝渕次長

高知市教育委員会学校教育課に派遣となります。

西森委員

学校教育課に派遣ですね。そこから下は名称ですので、学校教育課所属職員ということになるわけですね。

溝渕次長

充指導主事となります。

西森委員

充指導主事という形になるのですね。学力向上推進室がそこまで存在が不安定なものだと思っていなかったもので、少し驚いています。

溝渕次長

当初3年間で形を作りなさいという話が、1年延びて今年が4年目です。来年はどうなるかとしたときに、もう1年という形に延びてはいるので、当初よりもスパンが長くなってきています。

谷委員

学力向上推進班で、班長が例えば森田さんの方が簡潔で分かりやすいのではないのでしょうか。それはしてはいけませんか。

溝渕次長

そうすると機構図にもでる形になりますけど、先が読めないといいますか、全てが県教委の指導主事で、派遣していただいているということなので、そこは少しまだ不安定さがあります。

溝渕次長

市単でできれば、今のような班作りは十分できると思いますけど、今は県との関係が約束できないというところがあつてのことです。

西森委員

それは箱を作っておいて、県が引き上げると言えば廃止するなどでも駄目でしょうか。

溝渕次長

そういう考えもまた一つですね。

岩原次長

組織として作り、すぐ壊すということになります。室というのはそれなりの重みを持つところですので、組織として作るなら恒常的な位置付けになります。

西森委員

ですが、班でもいいわけですよ。班も室も重みはあると思います。機構改革で頻繁に入替えをしているではないですか。極端に言うとなん年かに1回は入替えしているので、そういう意味では恒久的です。昨年などで言うと、市長部局と大規模な、あれは何十年かに一辺でしょうけれども。

岩原次長

そうですね。

西森委員

学校教育課の指導主事という形でお一人お一人が認識されていて、ただ事実上、仕事はプロジェクトチームに専属ではないですけど、専従しているというようなイメージで理解できないことはないですが、例えば、全国的に高知はこうやって頑張って底上げしましたといったときに、これほどここに位置付けしているのですかと言うと、それ以上の説明はできない。学力向上推進室は愛称ですよという話でいってしまうのかということですよ。私の中では少し不思議な感じがします。

岩原次長

溝渕次長が言われたとおり、充て職の主事というのは制度上県費の職員で、高知市に配置はしていただいていますけど、通常の割愛で来られる職員とはまた少し位置付けが違うという形です。室におられる職員が全員充指導主事という状態のまま、これを市の組織として室として置くのかということもあると思います。

西森委員

そうすると学校教育課内学力向上推進プロジェクトチームと言っている方がまだいいですね。学校教育課内に設置されている学力向上推進プロジェクトチームという感じだとファジーな感じで分かりやすい。ただ「室」という言葉を使っているのも、何で機構に室がないのかと少し驚いてしまうということです。

岩原次長

「室」という言葉を使いながら組織がないというところが、おっしゃるとおり違和感があると思います。

谷委員

この対照表の新たな方は「室」がないわけですので、逆に言えばそのところは簡潔になった。要するに学校教育課内の学力向上推進の指導主幹を課内のトップにした組織。

溝渕次長

言われるとおりのプロジェクトチームの方が、今思えば混乱がなかったと思います。当初は重きというか、今思うとこれが県議会や市議会などで公的に使われているということがあるので、今のようなことを指摘されると非常に辛いところです。

西森委員

紛らわしいですね。室というなまじ愛称ではないものがあるので。

谷委員

余り議員さんたちは納得しないかもしれません。

西森委員

ただ室と使って、行政の見直しの点検評価などでも使ってきました。

溝渕次長

ここで変えるのは非常に混乱すると思います。

谷委員

それならばどうしてこれを、旧を新にこうやって変えるのですか。

松下教育長

この室長というのは元々あった室長ですよ。この学力向上推進室の室ではなくて、元々あったけれども消し抜かっていたという、そこを少し説明してもらっていいですか。

教育政策課長

以前私がいた中学校給食推進室というものがあったり、少し前までは、図書館建設の準備室というようなものがあったりとか、これまでは機構改革も考慮しながら、室というのができるかもしれないというところで、室長という名前を置いていたところがありました。ただ、ここ何年間か教育委員会に何々室という室がないので、一旦ここで整理しました。学力向上推進室については先ほど言われていました、正式な行政組織としての室ではないです。

西森委員

今更変えにくいですよ。

溝渕次長

浸透しています。

谷委員

プロジェクトチームと急に出てきたら、今までの室は何だったのかという話です。

西森委員

仕方ないです。分かりました。ありがとうございます。

松下教育長

整理としては、今回の改定については旧のところにある「室長」というのを削る、先ほど島内課長からありましたように、元々教育委員会内にあった室というのがあったので、室長という職がありましたけど、それを今この何年か室というものがなかったので、「室長」というものを削るという整理をする。先ほどよりおっしゃっていただいている学力向上推進室の今回の、言うならば1番上の人は学力向上指導主幹という人がこの中にいて、これがいわゆる学力向上推進室の1番責任を持っている人という位置付けは残っていると押さえていただくということです。

西森委員

そうですね。位置付けとしてはぶら下がっているわけではなく、学校教育課内にあってぶら下がってもないということですね。名称であると。

松下教育長

この指導主事たちはどこにいるかということ、学校教育班の中にいます。

西森委員

課内の班の中ですね。

松下教育長

実際現実的には全く別で、指導主幹を中心に仕事をしているわけですけど、ぶら下がりとしては学校教育班の中になります。

谷委員

それならば班長と指導主幹はどうなりますか。

松下教育長

同格ですけど、班としての組織としてあるのは学校教育班ですので、その中に指導主幹もいますし、指導主事もいます。

谷委員

それならば、たてりの中では同じということですか。

松下教育長

指導主幹と班長は同格です。

西森委員

ツートップという感じですか。

谷委員

それは学校教育課の人たちは理解していますか。

溝渕次長

分かっています。今までやってきた仕事というのは学校教育班の方にあります。推進室は4年前に新たにできたので、協力はし合いますが、県からの派遣で一時的なものでいつ解散するかも分からないというか、そこは不安定さがあります。今までやってきた学校教育班は割愛であったり、県からの充指導主事は小学校1名、中学校1名で2名しかいないので、これについては継続的に派遣いただける二人で、それ以外全て割愛指導主事です。学力向上推進室の11名は別という感じですが、学力向上に関することについては、一緒に学校教育班の中で連携したり協力したりしています。

西森委員

学力向上推進室内で文書を作って決裁するときのラインは決まっていますよね。推進室の起案担当者がいて、班長に相当する指導主幹が判をつけて、その上が。

溝渕次長

指導主幹の上が副参事にいって課長です。

西森委員

間のそのツートップになっている状態の班長は。

溝渕次長

学校教育班の班長は通ります。

西森委員

分かりました。決裁ラインがはっきりしていれば、後々誰の責任かはっきりしますので、私はこれで大丈夫です。分かりました。

松下教育長

ありがとうございます。今おっしゃっていただいたとおりで私も思いますので、もう少しお時間をいただきながら県教委ともまた相談もしながらやらせていただきたいと思います。今までの高知市役所の中の組織としては間違っていない形でやってきていて、繰り返しますけど、この室長というのは学力向上推進室の室長ではなくて、というところで構いませんでしょうか。

西森委員

構いません。

松下教育長

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

松下教育長

ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第7号「高知市教育委員会職員職制規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

松下教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第7号は、原案のとおり決しました。

日程第5 市教委第8号「高知みらい科学館長に関する規則の一部改正について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

図書館・科学館課長

市教委第8号「高知みらい科学館長に関する規則の一部改正について」説明をいたします。議案書は12ページからとなります。

改正の趣旨としましては、申請書類の性別記載欄の見直しにより、様式の一部を改正するものです。

議案書の16ページに改正する様式の新旧対照様式がありますので、そちらの方をご覧ください。左側が旧様式、右側が新様式となります。具体的には、高知みらい科学館長の履歴書となりますけれども、左側の旧様式に網掛けがありますように、氏名の横の「男・女」の性別欄を削除するものです。

これは、岡崎高知市長を本部長とする高知市人権施策推進本部から令和3年8月30日付けで発出された「申請書類等の性別記載欄の見直しについて」の通知に基づくもので、内容としましては、行政運営における多様な性の在り方に配慮した対応の推進により、法的に義務付けられたものや事務の性質上必要であるものを除いて性別欄を廃止するという趣旨のものであり、高知みらい科学館長の履歴書につきましては、性別欄は不要として削除するものです。

以上で説明を終わります。

松下教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

森田委員

二つありまして、一つは性別のどういう背景があったかというのは理解いたしました。もしこれが、行政に指導的立場における女性男性の割合というパーセンテージを取るようなときに、これがないと逆に困ることなどがなければいいですけど、それが一つということ。もう一つは、ここの議題にはないですけども、借家であれば上手く仕事をしないとか、間借りであれば仕事をするとかどうとか、こういうのも、今回ではないとしても要るのかどうか、そういうのも話に上がっているのかどうかということところです。例えば自宅であればずっと高知にいてくれるだろうとか、そういうこともあるのかもしれないですけど、そういう話があるのかどうか教えてください。

図書館・科学館課長

男女の欄をなくすことで、男女比率のパーセンテージをとるのに困らないかということですが、構成員として何パーセントというのはしておりますが、ここになくても大丈夫です。

「現住所の状況」の「自宅・借家・間借り・その他」については、これによって館長の資格がある、ないは関係ないのですが、遠くから来られる方もおいでますし、個人情報のこととなります。今現在はここの議論についてはございません。

西森委員

異論があるわけではないのですが、何をどうするのが正解なのか、今手探りなんだと思います。男女のくくり、両性の平等と言うこと自体がもう古いと思っております。性の平等や多様な性があるということが認知されてきている中で、男女比率を上げるなどというのはもう10年前の議論ではないかと言われているが、ただ現実にならなっていないから、男女という分かりやすいところで挙げていくなどいろんな話があります。この男女というのは、今までは生物学的な性で書いていると思います。自認する性で申告しても本来問題ないという気がします。男女と書いてあるときに、私が男に丸して、男でカウントしてくださいと言っても問題ないのか。今回、館長なので指導的立場にある方なので、男性で数えるのか女性で数えるのか、ご本人に確認をしないといけない。外見的に推測するのではなく、どちらで申告するのかご本人に口頭で確認しないといけないと思います。自己申告の性なら残しておいて、「その他」の欄を設け、自認する性を書いてもらえばよいのではないかと。今後、対応がしやすい気がしませんか。

森田委員

丸をしたい人もいれば、したくない人もいるかもしれない。

西森委員

その他でも空欄でもいいなど。その場合の統計としては、申告なしという欄を設けておいて、「申告男性、申告女性、申告なし、その他」など四つに分けて統計をとる。

森田委員

あえて書きたい人もいるし、そうでない人もいると思います。

西森委員

今の議論としては外していくというのが、今の令和4年の段階ではいいと思います。ただ統計上、今後何を根拠にやるのか。今までは、ご本人様を書いていましてと言えたけど、わざわざ聞き取りするのかなど。今後書くのであれば、「申告男性、申告女性、申告なし、その他」なのかとったりいたしました。現時点ではこれでいいと思います。

図書館・科学館課長

ありがとうございます。

谷委員

「現住所の状況」の「間借り」などは、積極的に検討していくことが必要だと思います。

図書館・科学館課長

はい、分かりました。全体をまた見直すタイミングで整理をしてみたいです。

松下教育長

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

松下教育長

ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第8号「高知みらい科学館長に関する規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

松下教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第8号は、原案のとおり決しました。
続いて報告事項です。

「第489回高知市議会定例会に提出する予算議案に対する意見についての教育長専決処分の報告について」、事務局からの説明をお願いします。

教育政策課長補佐

「第489回高知市議会定例会に提出する予算議案に対する意見についての教育長専決処分の報告」につきまして、ご説明申し上げます。

お手元にお配りしております「令和4年3月市議会定例会提出議案一覧」と書いた資料をご覧ください。

まず、3月補正予算議案から順次ご説明いたします。

(1)「中核市教育委員会教職員研修事業費」の減額補正、1,061,000円の内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、教職員研修をオンラインで実施したことから、講師の旅費が不用となったため、予算の減額を行うものです。

次に(2)「医療的ケア充実事業費」の減額補正、220万円の内容といたしましては、医療的ケアが必要な児童生徒に対する看護師の訪問医療の回数が、保護者の協力や入院治療等の状況もあり、当初の見込みを下回ったことに伴いまして不用が見込まれますことから、予算の減額を行うものです。

次に、「学校施設感染拡大防止対策事業費」です。内容としましては、(3)小中学校等が7,965万円、(4)商業高校が270万円となっております。いずれも新型コロナウイルス感染症対策のため、保健衛生用品等を購入する予算の補正を行うものです。

次に、小中学校の「防災機能強化事業費」です。本事業につきましては、国の補正予算を活用することができますことから、令和4年度当初予算から前倒しをしまして増額補正を行うものです。

まず、(5)小学校の9,000万円の内容といたしましては、江ノ口小学校のバスケットゴール及び照明器具の落下防止対策のほか、介良小学校の中舎及び南舎の外壁等の改修を行うものです。介良小学校の外壁等改修工事につきましては、昨年7月に中舎と南舎をつなぐ渡り廊下の軒天コンクリートの一部が爆裂する事故が発生しましたことから、校舎全体の調査を行ったところ、特に中舎と南舎が危険な状態であることが判明したため、改修工事を行うものです。

(6)中学校の9,000万円の内容といたしましては、城東中、一宮中、朝倉中、鏡中の計4校のバスケットゴール及び照明器具の落下防止対策を行うものです。

次に、学校の「大規模改造事業費」です。現在、大規模改造事業の中でも、トイレの洋式化・乾式化の工事を優先しまして、10年計画で実施をしているところですが、今回、国の補正予算が活用できますことから、令和4年度当初予算から前倒しをして増額補正を行うものです。

(7)小学校につきましては1億3,200万円、(8)中学校は4億2,000万円、(9)特別支援学校は6,000万円となっております。対象の学校は一覧表のとおりです。

次に、(10)中学校の「要保護・準要保護生徒対策費」の減額補正2,500万円の内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により修学旅行の行程が短縮又は延期となったことに伴いまして、就学援助費の執行額が当初の見込みを下回り、不用が見込まれますことから、減額補正を行うものです。

次に、(11)特別支援学校の「スクールバス運行事業費」の減額補正2,312,000円です。スクールバスにつきましては競争見積を実施した結果、当初の見込みよりも委託料が減額となり、不用が見込まれますことから減額を行うものです。

次に、(12)「繰越明許費の設定」です。地方自治法の規定により、今年度内に完了できない事業につきまして、令和4年度に繰り越す予算の上限額を設定することについて、議会のご承認をいただくものです。内容といたしましては、先ほどご説明いたしました「学校施設感染拡大防止対策事業」、「防災機能強化事業」、「大規模改造事業」につきまして、適正な業務履行期間が確保できないことから、計8億7,435万円を繰越予算の上限額として設定しようとするものです。

3月補正予算に関連するものは以上でございます。

次に、令和4年度当初予算についてご説明申し上げます。「令和4年度 教育費予算の概要」をご覧ください。

令和4年度当初における教育費予算につきましては、一番下の合計欄にありますとおり、総額7,849,683,000円となっております。前年度と比較しますと、11,944,000円、率にしまして0.2パーセントの増額となっております。

予算の増減の主なものですが、まず、1「教育総務費」約1億500万円の増額につきましては、「教育委員会費」におきまして、庁舎等のコロナ対策予算を令和3年度は前年度に前倒して計上していたものを、令和4年度は当初予算に計上しましたので、総務管理費が2,567,000円増額となっているものです。また、「教育指導費」におきましては、高知市立学校データセンターの全庁ネットワークへの統合に伴いまして、学校教育情報化システム管理費が、73,952,000円増額となるほか、新たにG I G Aスクール運営支援センター事業費負担金としまして、12,037,000円の増額となっております。この負担金の内容といたしましては、I C T機器に関する疑問やトラブル対応のためのコールセンターを高知県が設置するための負担金となっております。新たに保護者からの問合せも可能とするほか、土曜日午前も対応するなど、より充実した内容となっております。

次に、2「小学校費」約3,100万円の減額につきましては、「学校管理費」におきまして、学校給食調理業務委託に係る人件費の上昇により、給食事業費が4,509,000円の増額となっている一方で、「教育振興費」におきまして、教師用教科書・指導書の購入冊数が、採択3年目のため減少することから、教材整備事業費が、2,155万円の減額となるほか、要保護・準要保護児童対策費が、児童数の見込みの減少により、4,261,000円減額となっているものです。また、「学校建設費」におきまして、施設整備事業費が、31,502,000円の増額となるほか、トイレの洋式化・乾式化工事の設計を行う学校のうち、小学校の数が前年度に比べて増加したことから、大規模改造事業費が600万円増加となっている一方で、来年度は校舎の耐震補強工事がないことによりまして、耐震補強整備事業費が、4,800万円減額となっているものです。

次に、3「中学校費」約3,700万円の減額につきましては、「学校管理費」におきまして、光熱水費の値上がりにより、学校給食センター運営事業費が、14,231,000円の増額となる一方で、「教育振興費」におきまして、教師用教科書・指導書の購入冊数が、教科書採択2年目のため減少することから、教材整備事業費が、38,714,000円減額となるほか、要保護・準要保護生徒対策費が、生徒数の見込みの減少により、9,688,000円減額となっているものです。また、「学校建設費」におきまして、施設整備事業費が、11,036,000円の増額となる一方で、トイレの洋式化・乾式化工事の設計を行う学校のうちの中学校の方が前年度に比べて減少しましたので、大規模改造事業費が1,400万円減額となっているものです。

次に、4「高等学校費」約1,300万円の減額につきましては、老朽化が進む商業高校の校舎等の長寿命化を検討するため、施設整備費が4,794,000円増加しているものの、人件費等を含めますと全体としては減少しているものです。

最後に、7「社会教育費」約1,200万円の減額につきましては、「図書館・科学館費」におきまして、電気料及び委託料の増加により、オーテピア高知図書館施設管理費が、29,056,000円増額となっているほか、オーテピアの情報ネットワーク機器の更新経費やマイナンバーカードによる図書の貸出を行うためのシステム改修に伴いまして、図書館システム管理費が8,835,000円増額となっております。このうち、マイナンバーカードによる図書の貸出につきましては、高知県と連携し、マイナンバーカードの普及を図るほか、スマートフォンによる貸出機能も併せて追加することにより、利便性の向上にもつなげるものとなっております。

次に、「社会教育総務費」ですが、児童館及び集会所施設の工事件数の減少により、施設整備事業費が、13,938,000円の減額となるほか、一宮児童館と一宮市民会館の複合化により、児童館の施設管理費が、市民会館の所管課にまとめられたため、児童館の管理費が1,236,000円減額となっているものです。

また、「青年センター費」におきましては、空調用中央監視装置更新事業が完了したことにより、施設整備費が、12,578,000円の減額となっております。

説明は以上です。

松下教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

西森委員

多機能トイレ新設という写真がありますけれども、3ページに書かれているトイレの工事一覧の中で、多機能トイレを新設するのは何か所あるか分かりますか。分かれば結構です。

多機能トイレを造ることはとても良いことで、全部になるならそれはとても良いことというのが一つと、先ほどの性の自認の問題で、男子トイレ女子トイレが使いにくい人の対応が今どうなっているのか、多機能トイレがそういったジェンダーフリーについても役割を果たしているのかお聞きしたいと思います。

教育政策課長

校舎を増築してのトイレ改修ではなく、既存のトイレのスペースや余った教室をトイレに改修する工事になります。余った教室をトイレに改修するところがあれば多機能トイレができる可能性があります。基本的には今のスペースに、できるだけブースの数を構える、もともと和式を洋式にするだけで、ブースの数が減りますので。学校によっては多機能トイレを構えるところもあるかもしれませんが、ほぼほぼ厳しい状況ではないかと思えます。

西森委員

多機能トイレ新設というのが4ページにありましたので。私も場所を作らないといけないので、全校でこれをとということではないだろうなと思ひまして。

教育政策課長

一宮中と大津中で検討しています。

西森委員

分かりました。ありがとうございました。

松下教育長

二つ目の質問につきましては、私が勤務していた学校で実際に、性の多様化でご相談のあったお子さんが多機能トイレを使うということがありました。ほかの学校でもあるのではないかと思います。

西森委員

対応が難しいですね。

野並委員

大便器の写真を見まして、蓋がないのが気になります。ただ、掃除のことがあってだと思えます。老人施設などでも、認知の方の開け閉めが難しいなどということで蓋がないのですが、なんのマイナスがあるかと言うと、感染と関係があります。老人施設などで感染が起こったりするのは、ノロなども便を流すときに蓋がないので部屋全体に広がるので感染します。掃除など便利さから言えば蓋がない方がいいのかもしれませんが、感染を考えたときにどうかなと感じました。

教育政策課長

これまでもトイレには蓋がありません、ここは使い勝手や掃除のことを考慮してのことだと思います。感染症のことまで意識をしていたかは分かりません。

野並委員

コロナの感染が広がったときに、コンビニのトイレを使えないようにしましたが、あれは正解です。あそこで一番感染が起こりますので。トイレの問題を対応していかないといけないと思います。

松下教育長

ありがとうございます。ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

委員一同

—————【は ー い】—————

松下教育長

次に、「令和4年3月市議会代表質問・個人質問概要について」、事務局からの説明をお願いします。

教育政策課長補佐

「令和4年3月市議会 個人質問概要（教育委員会関係）」と書かれた資料をご覧ください。

3月9日から16日までの期間で行われました3月市議会定例会において出されました、教育委員会に関わる個人質問の概要についてご報告いたします。

教育委員会関係では、質問議員15人中12人の議員から、全部で53問の質問がありました。

多かった質問といたしましては、「GIGAスクール」に関する質問が6問、「学校部活動改革」に関する質問が5問、「コミュニティ・スクール」に関する質問が4問、また、「旭小学校周辺地域における浸水対策」や「学校におけるクレーム対応」に関する質問が、それぞれ3問ありました。

その他の質問の詳細につきましては、資料の方をご覧くださいと思います。

報告は、以上です。

松下教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

谷委員

教育長は初めての議会对応で、お疲れ様でした。

市民クラブの岡崎邦子さんの質問で、「今後は家庭でも頑張ってくださいという県のスタンス、正直なご所見をお聞かせください。」とありますが、これはどういったことですか。あともう一つは、放射線副読本が送られてきているのか、また、それをどうしているのかを教えてください。

学校教育課長

岡崎邦子議員の4の②ですが、本年2月、県の広報誌「さんさん高知」の中に、家庭教育、学校でも頑張るけれども、家庭での学習習慣も子供たちの学力定着や向上には大切なので、家庭学習も頑張ってくださいという保護者向けへのメッセージがありました。岡崎邦子議員からは、高知市では経済的にも厳しい状況の家庭もある中、家庭に頑張れ頑張れと言うのはどうなんだろうという趣旨で質問がありました。教育長の方からは、県の方向性というのも分かるが、高知市としては

まずは学校で頑張るし、家庭でも協力できるところはしていただきたいという趣旨での答弁をさせていただきました。

2点目の放射線副読本につきましては、毎年全国の小学生と中学生の1年生に、国の方から放射線副読本が配られています。今年度は副読本を紙ベースでいる学校と、閲覧をするのでデータベースでいい、紙ベースはいらないという学校の希望調査がありました。高知市の学校でも半々の希望でしたのでその回答をさせていただきました。また、調査とは全く別物で、今回チラシが市教委にも県教委にも知らされずに、学校に直送されていたことがありました。このチラシには処理水を海に放出する、アルプスという名称でいわれていることが掲載されていました。チラシについては、配られている学校と、データベースを希望した学校は学校保管用だけしか配られていないので、使う使わないは学校の判断になりますが、精査をしながら、先生方も交えて教材研究をして学習のなかでいかしていきたいという答弁をいたしました。また、小学校1年生と中学校1年生を対象ということで配布されていますが、小学校で言えば、6年間の中で活用してくださいということで、小学校1年生で学びを深めてくださいということではありません。そのところについては、教育長答弁の中では触れてはおりませんが、把握をしているところです。

谷委員

分かりました。

西森委員

質問の39番と40番です。

39番の校則問題ですが、戸田議員さんは、「守り守らせるのが校則のはず」と言われていますが、校則として適正なものは当然守らせるが、不適正なものは見直さなければいけない、規則だから守るが当然という発想ではない、そこを押さえた上での質問かというのが1点です。

もう一つはウクライナ問題ですが、実際、子供たちはどんな感じでしょうか。

東日本大震災のとき私の子供は幼稚園児でしたが、映像もずっと見てきて、いろんな意味で影響あったと思います。

人権・こども支援課長

まず39番の「守り守らせるのが校則のはず」ですが、質問議員さんは前の質問とも関連して、若い先生たちがクレームなどに苦しんでいる、そういったことから解放して毅然とした対応をできるようにしてほしいということで、最後の質問として、校則を守らせることによって、学校に規律を作って先生方が働きやすくするんだという意図がございました。校則そのものに善し悪しの指摘等はございません。回答としましては、校則と言う言い方はしないのですが、校則を一定守らせる、子供たちの安全・安心のためにあるものだから守らせることは大事だけれども、それぞれ個々に応じた指導をしていくことが一番大事ではないかと回答いたしました。

次にウクライナですが、ウクライナ関係で子供たちが不安になっているという情報は入ってきてはいません。この議員さんは、直接保護者の方からこれが怖いから学校に行きたくない、子供が不安定になっているというのを聞きしたとのこと。答弁としましては、しっかり子供の声を家庭でも聴いてほしい、学校では担任の先生、カウンセラーなどがおりますので、信頼できる大人に相談してほしいと答えました。

西森委員

分かりました。ありがとうございました。

森田委員

42番を教えてください。これは人権教育、総合になるのでしょうか、それが足りないとおっしゃっているのでしょうか。実際、教員が加害者になるということもあつたりしますが、防ぐ取組をしてほしいという意図でしょうか。教員の啓発などもあつたのでしょうか。

人権・こども支援課長

教員からの性被害については触れられていませんでした。子供たちをそういった犯罪から守っていくにはどうしていくか、特にSNSを通じた性犯罪が多いというところに着目された質問でした。これについては深刻に捉えており、学校でも性被害防止の授業を低学年から教科の中で行っていることを紹介させていただいた上で、性被害については、被害者を守るのは当然ですが、先生方もその対応をどうしたらいいのか不安になりますので、来年度校長会等で対応及び防止の研修を行うこともご紹介させていただきました。

森田委員

ありがとうございました。

松下教育長

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

松下教育長

報告事項の3件目については、個人情報に関わる内容であることから、秘密会といたします。よろしいでしょうか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

(この案件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき秘密会とし、会議録に記載しない。)

松下教育長

秘密会を解きます。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後5時5分

署 名

教育長 _____

3番委員 _____